

研究ノート

ディドロ・ダランベール編『百科全書』における政治・社会思想の摘要と分析

—第1巻（1751年）～第7巻（1757年）を中心に—

田 中 節 男

この研究ノートは、フランス最初の百科全書、正確には『百科全書、または学問、芸術、および工芸の合理的辞典 Encyclopédie, ou Dictionnaire raisonné des Sciences, des Arts et des Metiers.』(1751-1780) の政治的・社会的理論についての研究のための予備作業として、その諸項目の中から相対的に重要なし代表的と思われる関係項目を選び出し、それぞれについての要約と批判的分析を試みたものである。

すでにこれと同様の研究は、いうまでもなく京都大学人文科学研究所を中心とした共同研究によって行われ、桑原武夫篇『百科全書の研究』(1954年)としてその成果も刊行されている。またその後同グループによって序論および代表的な11項目について翻訳され、『ディドロ・ダランベール編百科全書』(1971年)として出版され身近に研究者も接することが可能になった。

しかし、3年間におよんだ共同研究の優れた成果も政治・社会思想の領域については、さらに分析・検討が行われる余地があるようと思われる。なによりもこの研究は『百科全書』の出版200周年を機会としてなされたが、欧米諸国においても同時に、そしてそれ以後急速に個人や共同による研究が進展したし、また新たな資料の発見も報じられている。また副次的な事柄ではあるが、翻訳については序論および代表的項目の11篇にとどまっており、その後の他の研究者によるディドロ著作集などにおける翻訳を考慮に入れても全体で1万7千余にのぼる項目の中のまさに一部でしかない。

いずれにしろ上記の研究史上に残る画期的な共同研究の成果に立って、人

類史の最大の遺産のひとつでもあるフランスを中心とした啓蒙主義思想のモニュメント『百科全書』の研究はさらに続行され深化されねばならない。このような視角から、本ノートではとりあえず『百科全書』の前期すなわち第1巻から第7巻まで、時期にして1751年から1757年までの7年間に限定して、その中の項目作品から政治・社会思想の代表的項目を中心にその要旨を把握し、分析・批評を行って、のちの『百科全書』にあらわれた啓蒙主義思想の全体的研究の展望をひらくこととしたい。なお残る後期出版の第8巻から第17巻（いずれも1765年）については、刊行中断の背景や思想史的意味の検討も含めて別稿における分析と研究を試みることを期したい。またテキストとしては、本学所蔵の Pergamon Press 版リプリントを用いた。

貴族政 Aristocratie (マレ師)

「少数の貴族や賢者によって支配される政府の形態」であって、力や優越性を意味するギリシャ語から由来する。高貴な人の支配という意味がある。貴族政の腐敗形態は寡頭政とよばれ、1～2名の少数者に支配が委ねられて主権が集中する。執筆者のマレ師 *l'abbé Mallet, E.-F.* (1713-1772) は、モンtesキー *Montesquieu, Ch. de S.* (1689-1755) に拠りつつ、貴族政の条件とその諸法則を詳しく書いているが、ここではその基本的な点を要約する。

為政者すなわち政府担当者の選挙を公開のものとし、秘密投票や抽薦を避けること。為政者がねたまれたり憎まれたりしないためには、公開の投票によって真に優れた人物を選出することが不可欠である。貴族が増加していくとき、その貴族政の民主化に伴って元老院 *sénat* が必要となり、この元老院が拡大した貴族層の中で指導的役割を担うことになる。このとき貴族の団体はいわば民主政に近づき、人民一貴族団一元老院の階層構造が生まれる。

貴族政においても、民衆の参加あるいはその影響力をある程度承認することはむしろ望ましいことであって、ジェノアやヴェネツィアなどの貴族的共和政の下での経済的支配力（例として有力者による銀行支配）は、民衆社会の活性化や経済繁栄に結びついていた。

貴族政の多様な形態のなかで、最良のものは、権力に参加しない民衆の部分がきわめて小さく、またこの民衆を抑圧する利害が支配層に持たれることがない形態とされる。これにたいして最悪の貴族政は、ポーランドのように人民の一部、具体的には農民が「私有的奴隸制 esclavage civil」として貴族に隸属しているような場合とされる。

したがって、「貴族政が民主政に近づけば近づくほどそれは完全になり、君主政に近づくほど不完全になる」のであるから、「貴族身分が人民に近いこと」が望ましいとするモンtesキーの主張（『法の精神』第一部第2編第3章）をほとんどそのまま繰り返している。

貴族政の特質としては、その支配様式の穩健さ（あるいは中庸）と簡潔さという徳性が存在し、民主政のもとの平等という徳性と対比されている。したがって貴族がその集団内部に個別的利害たとえば有力閥の特権や利害を形成するようになると、貴族政はその本性 nature と原理 principe を失うことになる。本性と原理とは、モンtesキーに従って、「政体を政体たらしめているもの」と「政体を活動させるもの」と考えられる。前者は政体固有の構造、後者は政体を動かす人間の情念である（『法の精神』第1部第3編第1章参照）。

また貴族政の腐敗の源泉として、支配者間の不平等と支配者—被支配者間の過度の不平等が指摘される。このため貴族に商業を禁止し、法による貴族の統制が必要となる。たとえば長子相続が禁止され、財産分割を促して富の分散が不可欠という。このようにして、著者は貴族をして支配そのものの「不便」を自覚させ、他の政体に移行することを望ましいと考えており、フランス18世紀の近代ブルジョアジーの利害を代弁した項目となっている。

『百科全書』の第一巻の刊行は1751年であり、その3年前の1748年にモンtesキーの『法の精神』が公刊になったことを考えると、後者の思想的・方法的な偉大な影響は当然である。問題としてはその批判的摂取という点では時間的余裕が著者には与えられていなかつたし、またその能力も十分ではなかつたということが指摘されなければならないであろう。いずれにしろ著

者は、モンテスキューにならって政府の形体を共和政、君主政、専制政の三種類とし、ブルジョアジーと土地貴族による王権の制限というイギリス的制限君主制を展望していた。それは理論的な矛盾と現実の絶対主義的構造についての分析の弱さを内包しており、フランス革命前夜における改革の失敗（たとえば1776年のチュルゴ Turgot の改革）や封建的貴族の反動を迎えることになるが、マレの立場は基本的には百科全書派の漸進的改革のもつ一定の積極的な側面、とくに政治闘争よりもイデオロギー的闘争における実際的効果を持っていたことを認めなければならない。（この点について P. Goujard, p.280。なお本稿はこの Goujard および A. Soboul による『百科全書』選集における序文および項目の諸解説に負う所が多かった。）

政治的権威 Autorité politique (ディドロ)

政治的権威とは、「他人に命令する権利」である。ディドロ Diderot, D. (1713-1784) はこの権利を人民の同意から生じるとし、このことによってもその権利は必然的に一定の条件のもとにおかれると考える。その条件とは、この権利の行使が社会に有用で「共和国」すなわち国家に資する正当なものであるという制約のうちにおこなわれることである。

為政者は、その権威をその臣民から受けとるのであり、この統治契約すなわち支配一服従の契約に基づいて、権威は自然法と国法によって制限されることになる。すなわち為政者はその権力と権威を代理 substitution の条件に従って寄託 dépôt として保持しているにすぎない。したがって政府は個人の所有物 un bien particulier ではなくあくまで公共の財産であり、本質的に人民に属する。為政者はその王位、政府、権威について用益権者 usurfruitiers、管理人 ministres あるいは受託者 dépositaires にすぎず、その所有者は国民という集合体 le corps である。このような代理あるいは寄託の基本的条件は、法の遵守、自由の保障、祖国愛であって、それらの実現こそ人民の幸福と眞の為政者の資格の証明である。

このような理論も、18世紀50年代のヨーロッパにおける契約理論の限界を

脱していないともいわれる(Ph. Goujard, pp.104-5)。たとえば篡奪のような暴力によって成立した権力が持続しているうちに服従者の暗黙の同意によつて正当なものとされ、抵抗権も否定されることである。臣民は「宗教、理性および自然が課す法」によって自らの契約の条件を遵守し、為政者の側の支配の正統的な継承がおこなわれるかぎり服従を免れえず、抵抗は反忠誠とされる。服従の契約は結合の契約に優越していると考えられているからである。

しかしこのような限界にもかゝわらず、まさにその反抗権の否定のゆえにそれとあわせて王権の制約がセットされ、臣民の安全と幸福すなわち自由と所有権という不可譲の権利の保障が主権者にもとめられることになる。世紀の前半にはこの統治契約理論もその普及が限られていたが、『百科全書』によって広く伝播するところとなって、フランスの王権批判の武器になっていったことは忘れられるべきではない。(この点、岩波文庫『百科全書』解説pp.405-6にみられる否定的理解と対比されるべきであろう。)

市民（もしくは公民）Citoyen（ディドロ）

やはりディドロによる項目である。「多数の家族から自由な社会の成員で、この社会の権利を分有し、その特権を享受する人のこと」とされる。

市民は「精神的存在すなわち法人 *la personne morale* としての合理的社会」が成立しているときにはじめて存在する。法的人格として市民による政治社会が成立している場合にはじめて主権者という、自然的で具体的な人格に服従する臣民も可能になる。

ディドロによれば、ホップズ Hobbes, Th. (1588-1679) は市民と臣民の区別を行うことができなかつたといふ。正しくは臣民は為政者である具体的な主権者との関係で限られた意味をもつて存在するものである。双方ともそれぞれ為政者と法律に服するという点で共通しているが、市民はあくまでも自然人でも奴隸でもない自立した人間からなる理性的かつ法的な社会を構成する主体として支配者を超えた存在なのである。

また同じく前世紀の法学者であったプフェンドルフ Pufendorf, S. (1632-1649) は、家族の結合体として国家を構成し、そのような家族の長子相続にもとづく繼嗣者にのみ市民ということばを限定することによって、政治社会の概念を混乱させた。市民はひとしく気高い存在であって、その気高さ *la noblesse* は祖先からの継承によるのではなく、為政者に参加する共通の権利から生じているという。

著者のディドロはさらにホップズを批判しつつ、主権者という法的存在と市民の関係が、専制的な人格と臣民との関係に類似しているとしても、それは完全な奴隸制のように主権者にその全存在を委ねることを意味するものではなく、あくまで市民は留保していた権利を持ち続け、それを手放すものではないという。人間は個別的存在と公的 existence という二面をもつ存在である。公的 existence としては彼は抵抗する余地を見い出すことはないが、私人としては抵抗や異議を立てることができる。したがって人間は自らの中に主権者としての自分と主権の下の臣民という自分を区別することができなければならぬ。いわば彼は判事であると同時に当事者でもある。これは困難な課題であり使命であるが政治一般の原理である。ディドロは市民と臣民、法をつくる主体と法に服する客体という両存在の統一、葛藤の克服を近代的な人間像として求めているということができる。

著者のディドロは、最後にルソー Rousseau J.-J. (1712-1778) を批判しつつ、要求や財産の平等が増すにつれて、国家は一般に平穏となるが、このような完全な民主主義の下の平等は幻想であること、むしろ過度の平等性（例として貝殻追放 l'ostracisme の弊害）によって政府が崩壊するという。政府は総じて動物と同じく「生の一步は死への一步」であること、すなわち、つねに崩壊への途上にあることを人は自覚すべきである。最良の政府も不滅ではありえず、最も長く持続し、もっとも平穏であり続けうる政府が最良であり、その意味で相対的尺度を持つべきであると彼はむすんでいる。

ディドロの「市民」概念は、基本的には「土地を持ち、契約をし、農地や借地農を経営する」近代のブルジョア的個人を背景に、ある時には「既成体

制を守り、ある時は国家の統一を確保し、またある時には同僚の平等と自由」のために政治参加を行う個人を含意しており、進歩性をもつとともに、早くもルソーとの対立を予想させる理論的課題も垣間見せるものであるといえる。

「市民」の項目に続いて『百科全書』では「ブルジョア Bourgeois」や「国民 Nation」の項目、さらには「人民 Peuple」、「日々雇傭 Journalier」そして「貧窮者 Indigent」などのディドロやジョクールによる諸項目が社会思想史的に関連して検討されねばならないであろう。政治思想的展開としては当時の状況から十分な展開とその発表が制約されていた中で、百科全書派の中でも指導的・急進的なグループの鋭い感覚は、この社会思想や社会史的分析の中にむしろ豊かに見い出されると考えられる。この点管見するかぎり日本での研究は今までの所十分ではないと言えよう。

民主政 Démocratie (ジョクール)

ジョクール Jaucourt, Louis de (1704-1779) による項目である。「主権を団体としての人民がもつ政府の単純な形体」で、古くから「社会の成員が利害をもつことについてはその社会のすべての人びとによって共同して治められるべきである」とされてきた。民主政こそ人間を陶冶し、偉大な行為と英雄的な徳性を育てることを可能にし、すべての人々が社会の共通の幸福に関心をもち、それに参画することを可能にする。

民主政では法によって召集される市民全員の集会に国家の主権がある。人民はその意思表明としての投票によって主権者の権利を行使するとともに、法のもとに従う国家の構成員としては臣民と呼ばれる。

民主政の条件として次のものがある。

- 1) 国事の審議のための一定の場所と時間の設定がおこなわれていること。
この設定が見られないときは、ひとは様々の時や場所に勝手に集合して党派 *factions* を形成して国家意思を僭称し、その統一性を奪うことになる。
- 2) 多数決の原理 *la pluralité des suffrage* が団体の意思として妥当すると

いう規則が確立していること。全員一致やそれに近い大多数の人びとの意見の一一致は不可能であるから、国政の決定は多数決を必要とする。

- 3) 人民の会議を召集し、主権者としての会議（すなわち総会）の決定を執行する為政者 *magistrat* の存在。したがって主権者たる人民が自分自身で政府としての機能を果し、執行に当たることは「世界に例がない」とされ、純粹な民主政すなわち立法と行政の一致は否定される。
- 4) 民主政のもとの人民のあいだに階級を設けること。これは民主政を持続的に保つために必要である。階級毎にそれぞれの被選出者として判事や為政者を選ぶもので、これは階級格差を固定したり、差別を目ざすものではなく、それぞれの階級間の競争と切磋を促し社会の活性化を図るものとされる。アテネの立法者ソロン（BC. 640頃～558頃）の「民主政の精神」はこのようなものであった。

したがって民主政における「基本法 *lois fondamental*」として以下の5つの原則がそこに含まれる必要がある。
①選挙権および被選挙権を具体的に確定すること。例えば市民の年令、資格、人数など。
②選挙方法であり、総会の出席者によって抽薦か投票かで行われること、またこのための被選挙人の人物調査が行われるべきこと。
③投票における公開原則と秘密原則の調和。
すなわち、自由の維持のためには過度の秘密は有害であり、真正の（良心による）投票のためには公開が行きすぎてもよくない。なぜなら過度の秘密投票制度は下層民 *la petit peuple* のような社会的に弱い立場の人びとが有力者によって教唆をうけるし、他方過度の公開場での投票は一定の人物の存在によって圧力を受けることを避けられないから。
④為政者ないし代理の任命を行うこと。人民は権威の一部を委ねる人を選ぶ能力をもつが選ばれる能力には欠ける場合がある。政府による統治の報告を受けそれを判定・評価する能力はもつが、自ら管理する能力にふさわしいとは限らない。ここに議会ないしローマのような元老院の制度が必要になる。
⑤人民

自身が立法者であること。法の樹立は元老院の介在によってはじめて可能になるが、最終的には人民の意思によって決定されて法律となる。

民主政の維持のためには、モンテスキューにならって、その原理としての徳性である法と祖国への愛が不可欠とされる（『法の精神』第1部第5編）。それは自己放棄すなわち自己の利益に優越する公共的利益の不断の選択である。その選択が習俗の良さを導き、こんどは反対にこの習俗・文化の善良さが祖国愛をもたらすという。ひとは個人的情念に身を委ねることが少なくなるほど、一般的情念すなわち公的的利益に充足するようになる。

民主政の下の徳性は、それ故平等 *l'égalité* と質素 *la frugalité* への傾向（＝愛）を意味している。総体的質素である国民の簡素・質朴な生活からは全員に共通の幸福、共同の利害、全員に等しく可能な生の楽しみと希望が期待される。平等の精神は私的欲望を抑制し、祖国への奉仕とそのことによる幸福感を促す。またこの平等の精神は、市民間における国家への功績によるふさわしい待遇、すなわち報償を促進する。他方、質素の精神は、個人の所有欲を抑え、家族にはその最小限の必需品を保障し、国家には余剰品の蓄積を可能にする。

法と祖国への愛が没落し始めるとき、民主政の原理は腐敗する。一般教育としての公教育と個人教育としての人間教育が忘れられ、労働と義務が苦痛とよばれるとき民主政は崩壊している。古代ギリシャのアテネ人は、市民の快楽を自由の敵として恐れた。

平等の精神の維持という要請に反し、過度の平等の精神は否定される。選出した人びとに委ねられた権威に耐えられなくて、自ら元老院に代って審理し、為政者に代って執行に係わり、あるいは判事の職を奪うなどしてすべてを人民が自分で実行しようとするとき、政府としての権威が平等の行き過ぎによって否定され民主政の濫用がおこる。衆愚政治 *Ochlocratie* である。こゝでは秩序や道徳の精神は消え、あらゆる悪徳を持つ圧政者（暴君）*Tyrans* という腐敗した指導者が生れる。こうして人民はすべて失うことになる。

不平等の傾向と過度の平等化は避けるべき二つの誤りである。ともに国内

の市民の野心が外国人の野心の餌食となって自らの貴重な自由を失ってしまう。

最後にジョクールは、モンtesキーとともに、ロック Locke, J. の『市民統治論』、シドニー Sidney, A. 『政府論』およびテンプル Temple, W. 『遺作集』の参照を求めている。全体として、18世紀フランス啓蒙主義の政治思想の自由主義的側面を代表し、現実の政治体制への言及を避けつつも、民主政の原理と意義を説いている。

ジョクールは、フランス・プロテスタン（ユグノー）の家系に属しており、ルソーやヴォルテール Voltaire (1694-1778) と親交をもち、モンtesキーの臨終にも立会っていた。また当時の出版業監督長官 Directeur de la librairie とし検閲の抑制ないし弾力化によって表現の自由に貢献したマルゼルブ Malesherbes, Chrétien-Guillaume de (在職1750-63) の友人であった。彼は「穏健な人物」として対立関係をもたず、『百科全書』の刊行継続をめぐる諸事件においては、「調整者の役割」を演じている。ディドロの最大の協力者であり、第七巻 (1757年) までには全項目の44%，全体では28%の項目を書いた。このもっとも忠実で積極的な協力は、彼が自ら抱えることができたスタッフ (6~7人) に負っていたが、このことはその理論的立場が、百科全書派の平均的イデオロギーを代弁していることをあらわしている（この点 M. Pinault, pp.53-55 および桑原武夫、序論参照）。

ジョクールはみずからの出自やイギリスおよびオランダでの研究と滞在から、プロテスタンティズムの自由主義を追求するが、政治的主張としては、検閲体制やカトリック諸派の批判を意識して、ここでは主権の本質や体制批判には進まずきわめて抑制した民主政の形態論にとどまっている。その困難であるが避けられない課題への取り組みをジョクールはルソーに託していたのではないかとも考えられる。

自然的平等 Egalité naturelle (ジョクール)

「民主政」と同じく第2巻から執筆者に加わったジョクールによる項目であ

る。自然的平等とは、すべての人間に共通する人間性にもとづき、自由の原理と基礎をなすものである。このことから次のような帰結が導かれる。①人間は自然的に自由であって、理性のみが彼らの幸福のために支配一服従という社会的依存関係を生んだこと。②政治的支配の下で生じる地位・権力・富などの差違の不平等は、その行き過ぎを回避し、法による義務以外のものはこれを課さず、正当な義務のみを人間性の感覚 *humanité* をもって要求すること、要するに支配の下に服する人にも自然的平等の存在にあるように対応すること。③自然的平等の原理は、慈善 *charité*、人間性、正義という人間が互いに負っているすべての義務の基礎をなすものであること。

したがって私的・政治的な隸属はこの原理の侵害である。このことから「市民が必要な物しか持てず、人民の大部分が貧困の中に震えているときに、為政者、廷臣、首相、財政を管理する人々が国民のすべての富を所有している」というような恣意的な権力に従っている国はその存在を許されないであろう。しかしながら地位や名誉、資質、行政的位階など政府の下にあるかぎり必然的な条件の多様性はみとめねばならない。ジョクールは、理想的共和政による絶対的平等性は幻想として批判する。人間は平等に生まれるがそこにそのままはとどまることができない。社会の進歩がこれを失わせ；社会的不平等をつくり出す。問題はこのような人間を法の樹立によって平等に復させること、そしてその方法だと彼はいう。

アリストテレスは、金持ちは貧しい人たちに彼らの娘のための持参金を贈与し、しかもその貧者はそのお金を娘には与えないという方法によって不平等が存在する共和政社会の財産の平等化（富の再分配）を考えたという。しかしこのような社会的統制は現実には困難であって、むしろ人間の多様性は完全な平等や同質化を憎ませ、その導入を図ることを非現実的だと考えるのが市民の一般的態度であるとする。Ph. Goujardによれば、ジョクールのこの社会的平等の否定は社会の契約によってみとめられた自然的・絶対的権利としての所有権の肯定の結果である点で彼の思想の限界を示すものである。しかし、この自然的平等の原理は、その限界性にもかゝわらず、人間の尊厳と

正義への権利、恣意的支配の否定、人間の相互扶助 *solidarité* の権利を正当化しており、18世紀後半の特權の廃止、資本主義的な勤勉と労働による生産にもとづく市民社会の展望を示したとされる。平等主義の過度を否定しつつ、それと同時に社会的不平等をもたらす所有権の問題性をあわせて指摘していくという側面は評価されなければならない (Goujard, pp.178-9)。

国家 Etat (ジョクール)

「一定の政府のもとで、幸福であるにしろ不幸であるにしろともに生きている人間の社会をしめす」ことばであり、「多数の人間が主権者のもとでその保護と配慮によって自然状態に欠けている安全と幸福を享受するために結合する政治的社会」である。国家はひとつの精神的人格 *personne morale* すなわち法人であって、主権者はその頭脳の、諸個人はその手足の機能を果す。各個人の意思と力の協同によってつくられるこの多数の人格の結合としての国家は、単なる「集合体 *multitude*」から区別されねばならない。集合体は、各人が自らの個別意思を持ち続けそれに固執するのに反して、国家では人びとは唯一の精神 *âme* によって動かされ、それが共同の有用性について一定の方法ですべての人間の運動を統制する。

このためには、人びとが相互に助け合い、一人では排除しえなかった他人の攻撃を避けうること、人々が逃避しがちな義務にかれらを従わせること、こうして共同の福祉のために有効に働くことが求められる。また国家の維持のためには、個人が主権者の権威に従うことが政治社会の契約の内容に含まれる。この契約の際に神の権威と宗教的な誓約という形式がそれを支える。

最後に国家には「病んだ国家 Etat malade」と「健康な国家 Etat sain」があり、その病理は主権の濫用や構造上の弊害からおこってくる。すなわち政府をあざかる人びとの欠陥や政府自体の腐敗である。

ジョクールによるこの項目についてのこれらの要点は、プフェンドルフによる二重契約論、すなわち結合契約 *contrat d'association* と服従契約（すなわち主権の移譲の契約）にもとづいている。ジョクールはオランダ留学中に

バルベイラク Barbeyrac, Jean (1674-1744) によるプフェンドルフの翻訳に親しみその普及をはかった。すでにこの二重契約論はホップズ Hobbes, Thomas (1588-1679) によって否定されていたが、いぜん影響力をもち続け、最終的な批判はルソーを待たなければならなかった（「弱者を説得するために強者によって買収されている」学説として）。この契約理論の限界としては、結合の契約よりは服従の契約に重点をおくために、主権者の個別利益が市民の一般利益を損なうおそれがあり、政府の腐敗の可能性が否定されえないことであった。そして反抗権を否定したために、自然権の具体的保障手段を欠いており、この項目もそれについて沈黙している。しかしこれらの限界にもかかわらず、国家の目的を共通の福祉と規定することによって百科全書派の保守的体制派との「イデオロギー的決裂」を示したといえる (Goujard, pp. 184-5)。

専制主義 *Déspotisme* (ジョクール)

「唯一人の人間による暴政的 *tyrannique*, 憲意的かつ絶対的な支配」であって、例としてトルコ、モンゴル、日本およびペルシャなどのアジアの諸国家の政治形態が挙げられる。そこでは統治者の恣意的意思のみが法である。専制国家では一般に権力が諸々の大臣や行政官に委ねられ、その委ねられた臣下自身が専制的支配者になりやすい。「この君主は統治すべき人民が多くなるほど政府のことを考えなくなり、国政上の問題が大きくなればなるほどそれについて審理しなくなる」からである。ここでは本能、服従そして処罰のみが人間とその社会の特質をなし、それは動物の世界に近似している。支配者は偉大さや栄光からはほど遠く、人びとの復讐に対する恐怖のみが支配体制を支えている。最小限の希望さえも消滅させられ、宗教と迷信がそれに代る。

教育はその人民に恐怖心を植えつけ隸従を教えることに注がれる。沈黙、策謀、悪意が宮廷を支配し、君主自身がそれらの第一のとりこであり、野獸にひとしい者となる。土地はすべて君主の所有するところであることから、

耕作されることはなくなり、全土が砂漠となる。

ジョクールは、専制主義は君主政の腐敗形体だとするモンテスキューに従ってその特質を要約する。それは「ルイジアナの未開人のように、木の実を探るために、その木を根元から切り倒す」体制であると。この専制支配に比して、絶対君主制はその起源と本質において制限されている。後者はその本性と伝統に由来する基本法などによってその権力を制約されているから、「人民とともに君主自身も専制的支配者より幸福である」。ルイ14世すら「国法に違反できないという、自らの幸いなる非力 *impuissance*」を承認していた。(この点については、第10巻1765年に掲載された「君主政」、「絶対君主政」および「制限君主政」がさらに検討されねばならないと思われる。) ジョクールは「君主政 Monarchie」の項目でモンテスキューにならって君主政の専制政治への腐敗を詳述し、フランス政治体制の批判を行っており、契約理論と『法の精神』の社会学との「深い矛盾」にもかかわらず、その実際的効果と影響は無視しがたいと考えられる。両者ともに政治体制の腐敗 *la corruption* を歴史社会学的な法則として把え、そのことによって原理的には自己抑制の手段を持つはずの「絶対」君主制の崩壊の可能性を示すことで制限体制を目指していたのであった。(絶対主義の時代における〈腐敗〉という政治思想史上の概念はとくに重要であり研究上の興味あるテーマであるが、これについては別稿の課題としたい。)

奴隸制 Esclavage (ジョクール)

「一人の人間が他人に対してその生命、財産、自由の絶対的主人であるような法を力にもとづいてつくり出す制度」であり、私有的奴隸制と政治的奴隸制の二つがある。

こゝでも基本的にはモンテスキューの『法の精神』に拠って展開されるが、奴隸制の種類が、モンテスキューでは、私有的(社会的)奴隸制 *esclavage civil* と家内奴隸制 *esclavage domestique* および政治的隸属 *servitude politique* と三種類において論じられていた(第3部第15, 16, 17章)ものが、上記の

2つに修正されている点が異なっている。

まず私有的奴隸制について。初め人間はすべて平等で自由に生まれたがまもなく自由な約束にもとづいて、すなわち人間の増加と生活の安定および余剰生産のための技術の発明によって豊かな人が貧しい人びとを賃銀によって働かせることに双方が同意することによってそれは成立した。次に戦争の捕虜を勝者の奴隸とする慣行が生れ、この慣行上の権利がやがて捕虜の子供あるいは捕虜の売買にまで発展した。前者は土地に隸属する奴隸（農奴）であり、後者は人に隸属する奴隸（モンテスキューの家内奴隸）である。

奴隸制の歴史を概観するとき次のことが確認される。すなわち奴隸制は人の自由を損なっていること、それが自然法と市民法に反していること、また最善政府の形体と対立すること、それ自体が無用な制度であることなどである。

人間の自然的自由は地上のいかなる主権、いかなる立法権にも従わず、ただ自然の法にのみ従い、その社会的自由 *la liberté dans la société* は共同体の同意による立法権には従うが一個人の思いつきや不特定の不明確な意思に従うことではない。この自由を人間の自己保存から分離することはよりもなおさず人間の保存と生命を破壊することになるであろう。自由はいわば自己保存の城壁であり、人間に属するすべての事物の基礎である。

人間に対する所有権と物に対する所有権は全く異った二つの権利である。物の所有権はそれを利用し、消費し、破壊もできる完全な権利（＝支配権）であるが、人格に対してはただ主人が他者を排除してその人物を管理し法を命じる権利をもつことを意味するにすぎず、その権力はきわめて限定されていることである。人間は他人からどんな不正を蒙ったとしても、いったん争いを止めたのちはその相手の自然的自由を完全に奪って動物として扱うというようなことは許されない。奴隸を自分の好きなように処分できる財産として扱った人民は野蛮人にほかない。

人は人格に対しては所有権を持たないばかりか、自分の生命に対する権力も持たないのだから、そのような自ら持たない権利を他人に譲り渡すという

ことは理性に反している。奴隸の売買において、主人は奴隸には何も与えないし、奴隸は何も受けとらない。この場合自由はそれを買う人にとっては価値があるとしても、売る人にとっては価値をもたず、本来の売買は成立していないことになる。要するに自由な存在としての人間は自分を売ることはできないということである。

これはルソー『社会契約論』の「自由の喪失は人間の喪失である」という思想と共に鳴している鋭い奴隸制批判、ひいては封建体制の批判でもあった(ルソー、第1篇第4章)。

モンtesキーはすでに社会的に必要な苦痛を伴う労働も、報酬や待遇によって自由人に果すことが可能であること、技術の開発がもたらした機械によってその労働を置き換えることができるとしていた。さらに奴隸制は、主人にとっても、奴隸自身にとっても有用ではありえないであろう。つまり奴隸は自発的な徳によって行為をすることは全くないということ、主人においては奴隸と堕落した悪意の契約をしていることになって自ら知らないうちに道徳性を欠くことに陥り、自分を喪っていることである。ルソーはこのことを主人は奴隸以上に奴隸状態にあるとした(同上)。

「すべてが人間に自由という自然的尊厳を与えるべく協同している。」人は他者から自然的尊厳を除きえないこと、正義の規範は権力ではなく自然に一致するべきであることは明らかである。「奴隸制はその状態を奴隸として蒙る人にとって屈辱的な状態というばかりでなく、人類にとって屈辱的な状態もある。」こうして奴隸制はいかなる「合理的動機」や「戦争法」あるいは「所有権」、「出生法」によっても正当化されないであろう。

「戦争法」については、戦闘の緊急性の事態以外には殺すことは許されない。いったん戦争で相手を殺さなかった以上事後に彼を殺すことは必要ではなく認められない。ルソーはこのことを「負けた者を殺す権利は決して戦争状態から出てこない」と言い、戦争は事物と事物の関係であり人と人の関係ではないから、国家を敵としても人を敵とすることはできないとした(ルソー、同篇同章)。

このようにして奴隸制は自然的理性にもとづくことはありえないことが証明された。専制君主による圧政がおこなわれている国、すなわち政治的奴隸制がみられる国々では、私有奴隸制もみうけられる。それは政治的奴隸制が市民的自由を消滅させ、専制者をとり巻く人びとが無力になり圧政を許しているからである。中間団体が消滅して君主の抑制的役割が失われると必然的に私有的=社会的奴隸も許される。専制政治のもと人間は食糧と生命の維持に充足し、政治的・市民的自由はともに失われ、臣民（＝国民）としての政治的条件と奴隸という社会的条件は重なり合う。

著者ジョクールは以上のように奴隸制の批判というテーマのもとに政治的支配体制の批判をも射程に入れて論じ、近代的市民革命を展望していると考えられる。この点では百科全書派に属してその中心的役割を果しながらも、この政治体制批判の視角では、ルソーとともにこのグループを一步超えた地点に立っているといってよい。

このジョクールと対照的な協力者で最保守派に属したブシェ・ダルジ *Boucher d'Argis* (1708-91) は、「奴隸制」に続く「奴隸 esclave」の項目で、奴隸の歴史を詳説し、それが万民法（国際法）による「発見」であることを述べてジョクールと興味深い対立を示している。ブシェ・ダルジはアンシャン・レジーム下の保守勢力の牙城パリ高等法院の判事であった。

政治経済 *Economie politique* (ルソー)

ルソーの政治理論の発展の一過程をしめしている項目で、彼は音楽関係以外の項目では、ただこの「政治経済」のみをディドロの依頼で執筆した。（なおこの「政治経済」については、河野健二氏による翻訳『政治経済論』岩波文庫、1951年をはじめ数種類あり解説もあるので、ここではこの論稿のテーマに沿った諸点の言及にとどめたい。）

ルソーはここで契約論に基づく家父長権による政治権力の正当化、とくに絶対主義理論を批判し、一般意思にもとづく主権の絶対性を説く一方、他方すでに自然法論を支持するフィロゾーフや統治契約論者の理論と自らを区

別して、人間の本質をなすものが理論ではなくてむしろ自由であり、この自然権としての自由をいかにして政府の権威の源泉である一般意思と調和させるかが問題であることを説明しようとしている。ここに「悟性の純粹な行為」こそ一般意思でありそれは「普遍的理性」あるいは自然法と同義であるとするディドロとルソーの対立点がすでにみられる。(ディドロの「自然法」の翻訳は桑原武夫206頁～212頁および小場瀬卓三・平岡昇11頁～15頁参照。)

またルソーはすでにこの項目の中で平等の重要性を指摘し、それが自然権であり、一般意思による所有権の制限によって貧富の差を抑え一定の具体的平等を実現すべきであるとして、ここでも国家の使命がたんなる所有の保護であると考える百科全書派の「哲学者達」と考えを異にしていることも注目されねばならない。いずれにしろルソーは哲学者達の君主制を絶対的にしろ制限的にしろ容認しようとする政治理論と基本的に対抗することを確信するのである。

この項目においてルソーは個人と国家という根本的な対立概念のほか、個人と団体（集団）、団体（特殊）意思と一般意思、さらには一般意思（国家）と普遍意思（人道性）という政治学をはじめとする社会科学の基本的問題を意識して、自らその後の「政治制度論」研究のテーマとしようとした。それは最終的には完成されなかったもの重要な到達点が5年後に『社会契約論』や『エミール』(いずれも1762年)として成果を見ることになる(Goujard, pp. 151～3)。

戦争 Guerre (ジョクール)

「武器の手段でもって解決される主権者間の争い」。いつの時代ももっとも軽薄な理由づけのもとに戦争はおこなわれた。それは人びとを苦しめ、家族から後嗣を奪い、国家を寡婦と孤児とで充した。いつの時代も人間はこの「嘆かわしい不幸、しかしありふれた不幸でもある」戦争に対する野心、領土支配の貪欲、権力の嫉妬によって互いに奪い合い、焼き合い、殺し合ってきた。そして戦争を巧妙に勝ち抜いたり、軍事技術や戦法を開発したりそれを実践

した人に対して、名譽、気高さ、栄光を付与してきたのであった。

ヨーロッパの戦争法は戦争捕虜の生命を奪ったり、一般住民、老人、女性そして武器をもつ年令や職業にない人、要するに敵対者と見られない人々の生命を奪うことは正当化していない。これらの行為は狂った兵士の残酷さをみたすだけであり、人間の安全、防御、権利の維持に寄与するものではまったくない。

ひとは「法は武器の前では沈黙すべきだ」ともいう。しかし、国内の市民法、国家の個別の裁判についてはたとえそうであったとしても、すべての人々に妥当する万民法、自然の中に書かれている永遠の自然法については同じではない。戦争は自然の声、正義の声、宗教や人間性の声を押し殺す。それは盜賊と犯罪を育み、恐怖、飢え、荒廃をつくり出す。戦争は母親の、妻のそして子供の心を裂く。田園を荒し、地方の人口を減少させ、都市を灰塵に帰してしまう。栄えていた国家を枯らし、一時の勝利者をも次には悲劇的敗戦にさらす。戦争は諸国民の道徳を堕落させ、悲惨を増す。これが戦争の結果である……。

執筆者のジョクールはさきの奴隸制の批判に劣らず、するどく雄弁に戦争の深い恐怖と悲惨を語り、暴力の手段に訴えることを断罪している。すでに16世紀においてエラスムス Erasmus, Desiderius (1467-1536) によって書かれた『平和の訴え La Querela pacis』(1517) の主張を想起させるものを持っている。ジョクールは彼のオランダのライデン滞在中に、そこで刊行されたばかりのエラスムスの『全集』(1703-1706) 全10巻を手にする機会があったことが推測される。

ここで「戦争」の項目に指示された参照項目である「平和 Paix」に目を転じて、両者を比較してみたい。これは1765年の第11巻に含まれているディドロによるものである。彼は「戦争は人間の堕落の結果おこるものであり、政治体である国家の突発的で暴力的な病いである」と説く。人びとが平和を享受しているときにのみ国家は健全で、平和は帝国には活力を与え、市民の間には秩序を保ち、法には必要な力を与えるという。平和こそ人口や農業そし

て商業を促す。反対に戦争は国家の人口を減らし、無秩序をはびこらせ、法を沈黙させる。華やかな戦勝も国民の損失を償うことではなく、勝利そのものが深い苦痛をつくりだす。

ディドロは戦争の原因を君主の盲目的情念に帰し、彼らの相互的不信と契約の侵犯が戦争をつくり出すという。戦争や征服の行きつく先である「枯渇épuisement」のみが主権者に平和をもたらすともいう。

2つの項目に共通しているのは戦争の非難のするどさ、告発の激しさであるが、他面その戦争の克服・防止の手段や組織については触れるところがない。これはディドロもいう戦争の究極に待望される平和の必要性、それは具体的には「経済的・物質的な利益の優越性」にたいする18世紀のブルジョワジーの確信 (Goujard, pp.286-8) によると考えられる。これと並んで当時サン・ピエール師 l'abbé de Saint-Pierre (1658-1743) の『永久平和論 Projet pour rendre la paix perpétuelle à l'Europe』(1713年) によるヨーロッパの国際平和組織論がすでに知られていたが、これもその合理主義的楽観論のために具体化には遠いものであった。現実の政治体制による悲惨と普遍主義によるオptymismをともに克服する平和論と政治の原理が求められていたのである。

参考文献

Encyclopédie, ou Dictionnaire raisonné des Sciences, des Arts et des Metiers, par une société de gens de lettres. Mis en ordre & publié par M. Diderot & quant à la Partie Mathématique, par M. d'Alembert, à Paris, chez Briasson, David l'ainé, Le Breton et Durand, Tome I (1751)-Tome VII (1757)

The Encyclopédie of Diderot and d'Alembert, selected articles, edited by J. Lough, Cambridge, The University Press, 1969.

Goujard, Philippe et Albert Soboul, l'Encyclopédie, Textes choisis avec introductions et notes, Paris, Messidor / Editions sociales, 1984.

- Pinault, Madeleine, l'Encyclopédie, Paris, P.U.F., 1993.
- Montesquieu, Charles Louis de Secondat Baron de la Blède et de, De l'Esprit des lois, 1748.
- Rousseau, Jean-Jacques, Du Contrat Social, 1762.
- Rousseau, J.-J., Economie politique, 1756.

邦 訳

- ディドロ, ダランペール編 『百科全書一序論および代表項目一』 桑原武夫編 1971年。
- ディドロ著作集, 『第3巻 政治・経済』 小場瀬卓三・平岡昇監修 法政大学出版局 1989年。
- ルソー 『政治経済論』 河野健二訳, 岩波書店 1951年。
- 同 『社会契約論』 桑原武夫・前川貞二郎訳, 岩波書店 1954年。
- モンtesキュー 『法の精神』 上・中・下 野田良之他訳, 岩波書店 1989年。
- エラスムス 『平和の訴え』 箕輪三郎訳, 岩波書店 1961年。

邦語文献

- 桑原武夫編 『フランス百科全書の研究』 岩波書店, 1954年。
- 同 『ルソー研究』 岩波書店, 1951年。
- 松平齊光 『フランス啓蒙思想の研究』, 有斐閣, 1958年。